２　法第五条第一項第一号の許可を受けた者、法人であつてその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となつたときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

様式第１（第３条関係）

［略］					
		［略］			
			［略］		
				［略］	
［略］					
［略］					
［略］					
欠格事由に関する事項	［略］				
	［略］				
	3　心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者				
	［略］				
［略］					

備考　表中の［　］は注記である。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第七条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種製造者に係る製造の許可の申請）	（第一種製造者に係る製造の許可の申請）
第三条　法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」	**第三条**　法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」

様式第１（第３条関係）

［略］					
		［略］			
			［略］		
				［略］	
［略］					
［略］					
［略］					
欠格事由に関する事項	［略］				
	［略］				
	3　成年被後見人				
	［略］				

［略］